

令和3年4月16日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和3年4月16日(金)

午後1時25分開会

午後4時40分閉会

3 場所 第1会議室及び第2委員会室

4 出席委員

濱田 洋一 委員長、竹之内 和満 副委員長、白石 純一 委員、竹原 信一 委員、
濱崎 國治 委員、牟田 学 委員、濱之上 大成 委員、野畑 直 委員

5 事務局職員 局長 牟田 昇、次長兼議事係長 上脇 重樹

6 参考人

佐藤 昌弘 氏、戸松 学 氏(以上2人、電源開発株式会社)、山村 諭 氏、
本松 久人 氏、山口 貴史 氏(以上3人、株式会社九電工)、木嶋 崇博 氏(株式会
社INPEX)

7 会議に付した事件

- (1) 陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情
- (2) 陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○陳情第1号 田代地区の風力発電施設建設計画の中止を求める陳情

○陳情第2号 巨大な風力発電計画に関する陳情

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

時間があと5分ほどありますけれども、始めさせていただきます。

本日は、陳情第1号及び陳情第2号を議題とし、陳情書にある、仮称「北鹿児島西地区、東地区風力発電事業」に関して、事業者である、電源開発株式会社、株式会社九電工及び株式会社インペックスの御担当者様に参考人としてお越しいただきました。

参考人におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の審査のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。

ここで、御出席いただいております参考人に御挨拶と自己紹介をお願いいたします。

それでは、上座のマイクをお持ちの方からよろしく申し上げます。

佐藤昌弘参考人

こんにちは。今日はお呼びいただきましてありがとうございます。自己紹介をさせていただきますと思います。起立いただいてもよろしいでしょうか。今、ご紹介いただいた3社来ております。私は電源開発風力事業部から佐藤でございます。よろしく申し上げます。

戸松学参考人

電源開発の戸松と申します。

山口貴史参考人

九電工鹿児島支店の山口です。よろしく申し上げます。

本松久人参考人

九電工の本松と申します。よろしく申し上げます。

山村諭参考人

九電工山村と申します。よろしく申し上げます。

木嶋崇博参考人

株式会社インペックスの木嶋と申します。どうぞよろしく申し上げます。

濱田洋一委員長

それでは御着席ください。ありがとうございました。

それでは、本陳情に関わる風力発電事業について御説明をお願いいたします。その後、質疑に移らせていただきますのでよろしく願います。

なお、各委員にお願いしておりました、事前の質疑項目につきましては、皆様からはございませんでしたので、私からいくつかの質問事項と資料の提出をお願いしてありましたので、それも含めて御説明方お願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

佐藤昌弘参考人

まず、資料の確認をさせていただきます。

戸松学参考人

配付資料の確認をさせていただきます。まず初めに、北鹿児島風力発電事業仮称事業計画についてという説明資料、こちらに基づきまして、本日の説明をさせていただきたいと思えます。もう一つはですね、仮称北鹿児島西地区東地区風力発電事業、環境影響評価準備書のこちら12月に阿久根市さんのほうで住民説明会をさせていただいた時の資料でございます。追加で御依頼いただきました地質に関する資料ですね、こちら1枚ものと、あとは経過に關しての資料といたしまして、クリップ留めになっている資料、A3のですね、こちら4つの資料を配付させていただいておりますけれども、御手元にもしないようでしたら言っていただけたらと思っております。

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。それでは進めさせていただきます。

こちらのメインの冊子で御説明させていただきます。よろしくお願ひします。

まず初めに、風力発電をはじめとする自然エネルギーは、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンで枯渇することのない純国産エネルギーです。地球温暖化やそれに起因する異常な大雨、洪水、土砂災害を助長させないためにも、今後は、化石燃料に頼ることができず、再生可能エネルギーの普及も不可欠となっています。特に、風力発電は太陽光や小水力などの他の再生可能エネルギーに比べても、発電効率の非常にいいものと言われておりまして、メリットがあります。

ちなみに、この大きな風力発電1基で、2千世帯ほどの御家庭に相当する電力が生み出されます。あと、太陽光のパネルに置き換えますと、野球場の2個半分の敷地のパネルが必要になります。小水力に置き換えますと、40か所ほど必要となりますので、そういう面からも、風力発電は効率がよいと言われております。

我が国の風力発電の黎明期、2000年頃から始まって、歴史は20年ほどになりますが、当初は臨海部ですとか、高原部などの比較的立地条件のよい場所、こちらで建設が進みまして、現在はですね、比較的急峻な地形、今回の北鹿児島計画をはじめとします立地条件が全く悪いところ、道路がないとかですね、そういったところに候補が残っておりますので、そういうところでの稜線等での計画が多く検討されております。これは弊社のみならず、ほかの事業者様も同じ状況となっております。そういう意味からも環境影響についてですね、しっかり調査予測評価をして、御審査、御審議いただくということで今回に至っております。

それでは進めさせていただきます。

まず、順番としましては、事業者の御紹介、それから事業の御説明、その次に環境に対する御懸念等の御質問等、一般的な部分の御説明資料でさせていただきます。最後に、御地元へのメリットというのはどういうものがあるのかというような流れで御説明させていただきます。

まず、事業者の御説明です。電源開発株式会社ですけれども、戦後の電力不足を解消するために、国が法律に基づいて設立した特殊法人から始まっております。当初は大規模な水力発電、それから石炭火力発電に手がけさせていただいております。卸売電気事業と申しまして、直接ですね、御家庭に電気をお届けする九州電力様などの電力会社とは異なりまして、そういった全国に10ある電力会社様にですね、卸売をさせていただいて、そこを通じて皆様に電気をお届けするような形で、卸売専門の電力会社でございます。また、特徴としましては、各地域、九州電力さん、中国電力さん、東京電力さん、関西電力さんですけれども、地域間の連携をつなぐ、送電線をつないでですね、融通するという安定供給のために寄与する、

例えば関門連携線ですとか本四、四国と本州、津軽海峡などを結ぶ広域連携送電線をもって皆様に電気をつなげてお届けすると。あと、西と東で50ヘルツ60ヘルツ周波数が異なっておりますけれども、そういった周波数変換設備を持っておりまして、そういう形で電力の安定供給に寄与する会社となっています。2003年にですね、民営化しまして、今は郵政さんですとかJR様などの同じように、完全な民間会社になっております。その下に電力構成を示しておりますけれども、水力、火力、風力はまだシェアとしては容量としては小さいということになっております。

4ページを御覧ください。全国各地に発電所を所有しております。水力発電、風力発電と再生可能エネルギーにおいてはトップランナーと言われております。水力ではですね、鶴田ダムの川内川水系の発電所を持っておりまして、長きにわたりまして鹿児島県のほうに電力を供給させていただいております。

左下のグラフですけれども、電力会社別の発電容量としましては、ちょうど10ある電力会社でうちは真ん中くらい、九州電力様よりもちょっと少ない設備容量、発電設備容量となっております。

5ページなんですけれども、風力発電につきましては20年ほどの歴史になります。全国に25か所ほど発電所がございまして、全部で303基の風車が回っております。九州地域ではですね、4つほど、南大隅にあるウインドファーム、こちらは今建て替えの時期になっております。あと、熊本にある小国、西原、長崎にある鹿町というところで稼働しております。

次を御覧ください。インペックスさんに説明お願いしていいですか。

木嶋崇博参考人

マイクなしで失礼いたします。株式会社インペックスの御説明をさせていただきたいと思っております。

インペックスの会社は、元々石油、天然ガスの開発、生産開発をする会社でございまして、元々2008年に国際石油開発というインドネシアで石油の開発をしている会社と、日本で石油の開発をしている帝国石油が合併しまして、国際石油開発帝石という会社でございました。冒頭、申し上げた繰り返しですけれども、日本最大の石油天然ガスの開発会社、そして近年は再生可能エネルギーにも注力しております。株主として筆頭株主は、経済産業大臣というところで、持分比率が18.96%ということになります。昨今、日本政府自体がですね、提言をされていることを踏まえまして、時代の流れ的に石油という名前自体がいかげなものかというところもちょっとありまして、2021年の4月1日にですね、国際石油開発帝石から株式会社インペックスというふうに社名を変更してございます。

我々の会社も目標としまして、下に書かせていただいているように、3つのビジョンがありまして、今後特に取り組んでいきたいと思っておるのが、再生可能エネルギーへの取組強化というところでございます。今回、電源開発様、九電工様と一緒に展開させていただいておりますこの北鹿児島事業につきましては、国内風力事業というところで位置づけているものになります。

我々としても、北鹿児島事業は、プロジェクトというふうに捉えておりまして、電源開発様、九電工様、あと地元の皆様の御理解をいただきながら推進していければというふうに考えております。弊社の説明は以上になります。ありがとうございます。

佐藤昌弘参考人

このような3社、九電工様の説明は割愛させていただきますけれども、再生可能エネルギー

一に取り組んでいる3社で今回、回答させていただいております。

次に、事業の説明です。8ページを御覧ください。

計画エリアにつきましてですけれども、御承知のこととは思いますが、紫尾山の西側のエリアに3計画が重複しているような状況でございます。紫尾山東側にも若干計画が残っておりますけれども、こちらのほうにつきましては風が弱いということと、猛禽類の遡上飛翔とか、環境影響への観点から東側エリアへの配置については今回、見合わせる方向での検討に入っております。西側の3件につきましては、方法書の中で鹿児島県様などから事業者間で調整をして、計画の一本化をという御指導もいただいております中、我々も調整努力をしております。先般、ジャパンウィンドエンジニアリングさんのコンソーシアムと弊社電源開発との中で、計画の一本化が図られました。JWさん、ジャパンウィンドさんにつきましては、継続的な事業については加わらないということで、計画断念されているんですけれども、我々と九電工さん、インペックスさんでこの北鹿児島計画を進めさせていただくことになっております。

次のページ、9ページ御覧ください。

北鹿児島風力発電事業でございます。こちらは行政としましては、阿久根市様、出水市様、薩摩川内市様、さつま町様の4行政にわたっております。

発電機ですけれども、1基当たりの風力発電機としては、陸上の中では今最大の発電機として4300キロワット、こちらが30基から36基の計画になっております。36基で今、準備書の手続きを進めさせていただいておりますけれども、今審査の状況からですね、影響が出ると思われるところにつきましては、設置の取りやめ、または位置の変更ということで、30基程度に収束されるものと考えております。したがって、合計出力としましては、13万キロワットほどの容量ということで想定しております。

着工につきましてですね、この資料には2023年3月と書かせていただいておりますけれども、これはすべての手続きが滞りなくうまく進んだ場合の最速の行程となっております。

運転期間ですけれども、これも一番早ければ2027年の4月から20年間の事業期間となっております。九州電力の出水変電所様のほうに接続してですね、電気をお届けするということになっております。

事業スキームとしましては、御覧のとおり、電源開発、九電工、インペックスさん、ジャパンウィンドさんのほうは今回、加わっておりません。事業の実施が決まりましたら、SPCといわれます特定目的会社を設立しまして事業の運営を行ってまいります。

次、10ページ説明させていただきます。

戸松学参考人

今回、設置を予定しております風力発電機の外形の説明です。

出力につきましては、先ほど説明ありましたように4300キロワット、ローター径といたしまして、翼の回転する直径ですね、こちらが最大で130メートル、ハブ高といたしまして、回転の中心からですね、地上までの高さが約85メートルでございます。一番高い所から地上までの高さが最大150メートルとこちらの設置を計画してございます。

11ページに移らせていただきます。

今回、風力発電機を設置を計画してます、配置等対象事業実施区域になりますけれども、○で示させていただいたところですね、風力発電機を設置を計画しているものでございます。

ヤード区間をつなぐ道路につきましては、基本的には既存の道路を使わせていただきまして、拡幅ですとか一部付け替えなんかをさせていただくことを考えておるんですが、どうしても道がないところにつきましては、青線で示させていただきましても、新しく道をつけさせていただきまして、ヤード間の道路を新しく設置させていただきたいというふうに考えているところがございます。

今、左側が西地区になりますけども、こちらが33基の配置になってまして、東側が3基という計画です。

続きまして12ページになりますけれども、大型資機材の輸送路でございます。

西地区につきましては、2つのルートを考えておりまして、まず1つ目のルートといたしましては、阿久根港から県道46号線を通りまして、横座トンネルの手前から上がっていく道を考えているところがございます。もう1ルートが、川内港から国道3号線を経由しまして、薩摩川内市の西方のところから林道を使わせていただいて上がっていく2つのルートを考えております。

東地区につきましては、同じく川内港から川薩グリーン道路を経由いたしまして、町道を使って上がっていく計画を考えてます。

続きまして、13ページ目ですけれども、今回計画してます予定地の大半が国有保安林となっておりますから、今後、利活用ですとか、保安林解除の процедуру実施させていただくことを考えております。その中でもですね、御地元様の御理解は不可欠なんですけれども、内水面漁協様の御理解も必要かと考えておりまして、今、広瀬川漁協さんはちょっと東区になるんですけれど、西区の側といたしましては、4つの漁協さんのほうとお話合い、説明させていただいているような業況でございます。

続きまして14ページ目ですけれども、これまでの歩みということで、今回の計画につきましては、2016年頃から地上での検討を始めさせていただきまして、その後、関係行政様であったり、環境アセスメントの手續、あと風の調査をさせていただきながら、これまで進めさせていただいたものでございます。

先ほども申しましたように、九電工さんとインペックスさんのほうと一緒に事業者間の調整が2019年の11月頃行わせていただきまして、その後ですね、事業計画認定をやったりだとか、昨年の11月から準備書の手續をやらせていただいているという状況でございます。

15ページを御覧いただけたらと思います。

事業スケジュールについてでございます。環境影響評価法に基づく手續につきましては、今準備書の手續を行わせていただいております。出水市様、鹿児島県さん、環境省さん、経産省さんの審査ですとか、御意見をいただきながら、最終的には5月か6月くらいには経産省大臣意見が出されるものではないかと考えております。その後ですね、本年度中ぐらいをめどに、評価書のほうの手續に移らせていただきたいというふうに考えております。

佐藤昌弘参考人

16ページは御参考までなんですけれども、別の事業で、今、方法書の手續をさせていただいておりますので、混乱しないようにという意味で出させていただいております。隣の出水市、伊佐市、水俣市の間尾根沿いで計画している計画であります。これは北鹿児島計画とは別事業ですので、混同されないようにという意味で補足として入れさせていただきます。

次に、御地元環境に対する影響についての御説明なんですけれども、その前に、18ページに外形、そういったものの御紹介になります。

風力発電機なんですけれども、風車の直径がですね、今想定しているものが130メートル、なので羽根が1枚65メートルになります。これは陸上タイプの風車では最大と言われております。65メートルの長尺ですので、これをどうやって運び込むのということなんですけれども、山を上げる林道を行きますとですね、羽根を立てまして、起立台車という特殊な車両で運び込みますので、道路を著しく拡幅させる必要がないような特殊車両で運び込みます。ですので、輸送の風車が大型化されている一方で、輸送の能力も上がっておりますので、森林の開発に負荷をかけるような、道路を拡幅するようなことはなるべく抑えられるような計画となっております。

風車は1基当たりですけれども、2千世帯分と先ほど御紹介しましたけれども、30基になりますと6万世帯分の電気消費量に相当いたします。CO₂の排出削減量と言われているんですけれども、こちらはですね、火力発電所が2050年までにゼロにするという政府の方針ですので、火力発電所から出るCO₂を想定しまして、発生量を自動車が分かりやすいですので自動車に置き換えた場合に、年間の約9万台分から発生するCO₂に相当する分が削減されますという参考までのデータでございます。

次の19ページなんですけれども、じゃあどれくらい、1か所当たりどれくらい工事の面積が必要かということで、ヤードの絵を載せさせていただいておりますけれども、大体左の絵は上から見た絵になるんですけれども、大型のクレーンと中型のクレーンを2台使って立てます。基礎がコンクリート型の基礎なんですけれども、八角形が主流と言われております。こちらは正方形に置き換えますと、約20メートル20メートル位の面積ですね。なので300～400平米位になるんですけれども、厚さとしましては、こちら基礎の条件にもよりますけれども、厚さは3mから4m位のコンクリートになります。ボーリングした地質の形態に基づいて、必要に応じて杭を打ったりしますが、折れ線上に立てる場合は岩盤が出てきやすい状況ですので、直接基礎となるケースが多うございます。こうした1か所当たりの工事用地として約2000平米から3000平米。風車の1か所当たりの間隔としまして、約300メートルから400メートルの間隔で点々に設置されていくものになります。こういったヤードが1か所当たりあって、これを結ぶ道路なんですけれども、次の20ページを御覧いただきたいんですけれども、道路としましては1級林道の規格で直線部分が4メートル、路肩を含めると5メートル程度になります。カーブにつきましても、さきほど御説明しましたが、羽根を起立させて運べますので、カーブ部分の拡幅についても2メートル程度に抑えてですね、1級林道の規格で整備させていただく計画となっております。こうした道路が整備されることによりましてですね、後からも説明しますが、林業への共存・共生の部分についての補填もできるのかなというふうに考えております。21ページには、実際整備させていただいた道路の例として、これは秋田県の例ですけれども、産業道路を整備させていただいてですね、林道として利用させていただくような形で整備させていただきました。当然、我々が維持管理、風車のメンテのために維持管理いたしますけれども、実際は、市町村道や林道という形として市町村や林野庁さんのほうに管理の名義としてお渡しするんですけれども、実際のところの通常のメンテナンスは我々のほうでさせていただきますというような覚書などを締結させていただいてですね、事業期間お使いさせていただくような形を取らせていただいている事例もございます。

戸松学参考人

次ですけれども、22ページですね、説明会等させていただく際に、御質問いただくことの

多い事項についてまとめさせていただいています。

まず初めに、環境への影響はということでございますけれども、風力発電事業につきましてはですね、2012年の10月から環境影響評価法に基づく対象事業となっております。風力事業をやらせていただくに当たりましては、決して皆様、地元の方々の御理解なしでは出来ないものというふうに考えておりました、事業者が勝手に事業を進めたり、工事を進めたりというのはできません。そこを御理解いただきたいと思えます。

続きまして、23ページ目になりますけれども、環境影響評価法の流れについて御説明させていただきます。環境影響評価法は配慮書、方法書、準備書、評価書を経まして、工事を実施した上で、その後も報告書の作成というような流れで進んでまいります。しかし、こちらの環境影響評価法の評価書が終わったからといって、決してすぐに工事ができる訳ではなくてですね、保安林の手続きですとか、そういった提出に必要な認可が整わないと、アセスが終わったからといって工事ができるものではないということを御理解いただきたいと思えます。今のこちらの計画で言いますと、3番目の準備書の手続きを今、やらせていただいているところでございます。

続きまして、24ページ目に移らせていただきます。

土砂災害は大丈夫なのかというのについての御説明です。

風車はですね、崩壊の危険のある谷部や中腹部を避けまして、尾根部に設置させていただきます。建設に当たっては、建設行政当局などの御指導を賜りながら、工事に伴い発生した土砂ですとか、濁った水が直接沢部や河川に流れて、周辺の地域の皆様の御迷惑のかかることのないように、十分な安全率を考慮した排水施設の設置であったりですとか、緑化等の万全な対策を講じてまいりたいというふうに考えています。のり面の対策につきましては、植生地盤の吹付であったりですとか、吹付のり枠、モルタル吹付などの対策をやらせていただいている例がございますし、濁水対策につきましては、沈砂池の設置だったりですとか、一定間隔で横断側溝を設置しまして、まとまった水は流れない対策をやらせていただいております。下の写真が別の地点での対策の例になります。

続きまして、水源・水質への影響につきましてですけれども、こちらにつきましては、調査の方法ですとか、調査結果、予測評価とかにつきましては、複数の手続きを通じて厳格の審査がされるものです。

続きまして、景観の影響についてですけれども、後ほど別で御依頼いただきました、モニター写真を御説明させていただきますけれども、建設前に、主要な場所から、実際に風車が立ったときにどのように見えるのかというのを事前に、CTに作らせていただきましてお示しいたしております。説明会でも御説明させていただいています。こちらにつきましても、景観につきましても、調査方法ですとか、その結果につきましてはアセスメントを通じまして厳格な審査がなされることになっております。

続きまして、動植物への影響はということで、風力発電につきましては、希少猛禽類のバードストライクが懸念されております。こちらの猛禽類の調査をはじめといたしまして、そのほかの動植物につきましてはですね、これまで詳細な調査をやらせていただきまして、極力ですね、影響のないような計画を準備書の中でも示させていただいております。こちらの動植物に関しましても調査方法、結果、評価につきましては、アセスを通じまして厳格に審査がなされることになっております。

佐藤昌弘参考人

動植物の影響についての調査につきましては、調査期間を長くとりまして、任意繁殖、調査した結果をお示しして、今、御審査いただいている状況でございます。

27ページです。

風車の音ってうるさいの、低周波って大丈夫なのというのをよく御意見、御心配の声をいただいておりますので、その御説明をさせていただきたいと思います。

まず、低周波なんですけども、低周波、高周波ございますが、これも全て音の一種と理解していただければと思います。例えば、低周波というのは、ピアノの鍵盤に置き換えますと、低い音のほう、左側のほうになりまして、20ヘルツ、周波数というので音の高さ低さが示されるんですが、20ヘルツ以下になりますと、人に聞こえないという音域だと言われております。20ヘルツから上がってきますと、周波数が高いと言われております、鍵盤の右側にいきますと高い音になりますけれども、高周波と言われております。よく低周波から人の健康に影響があるとの話なんですけど、全て音の一種ですので、音として捉えていただければと思います。27ページの右のグラフにあるとおりですね、いろんな自然環境だったり、工場の中だったり、環境の中においてどれくらいの音が出るのかというのがこのグラフで示しております。高さが音の大きさなんですけれどもデシベルと呼んでおります。風車から発生する低周波はどれくらいかというレベルが、グラフの70から80のところの音域レベルなんですけれども、ほかの環境下と比べても著しく大きいものではないというのがこのグラフでわかるかと思っております。

次、28ページを御覧ください。

いろいろなグラフが載っているんですけれども、これもですね、十数年前に低周波が人の健康を害すると、頭が痛くなる、めまいがするという報道が、ニュースステーションだったり出まして、それから一時社会問題になりました。それを受けまして、環境省が、本当にそうなのかということで、検討会、分科会を立ち上げております。いろいろ調査をしまして、日本全国にある風力発電所から出る音がどういった特性があるのかというのを調査した結果、グラフにまとめたのが左下のグラフになります。これは全国の発電所から出るどういう周波数でどれくらいの音が出ているのかというのをまとめました。そのほか上の4つはですね、ほかの環境、自然環境だったり生活環境ですね、自動車の音だったり、沿道だったり、鉄道沿線だったり、工場の中だったりするところから出る音がどういう特性があるのかというのをグラフ化したものなんですけれども、これを見比べても、風車から出ている、ある一定の周波数、音域でですね、何か特徴的な音がでかかったり、小さかったりということがこのグラフから分かっております。なので、その低周波が健康を害するというかですね、そういったものからしますと、ほかの環境からも同じ、あるいはそれ以上出ているということがこのグラフからも明らかになっています。そのほか、検討会・分科会におきましては、そういった被害を主張されている方からヒアリング・アンケートを承ったり、計画的な関係がどうなのかというのを検証されております。あと、海外の文献ですね、調査機関の文献を調査した上で、因果関係がどうなのか、本当はどうなのかというのを調べた結果、報告書にまとめられております。その結果を概要で示しているのが29ページになります。風力発電施設から発生する音は、通常著しく大きいものではないのですが、元々、静穏な地域に建設されることが多いため、比較的小さな騒音レベルであっても苦情等の発生事例があるということが言われております。最近の発電所は、先ほども御説明しましたが、海沿いですとか、割と建てやすいところではなくて、静穏な山の稜線部に建てられますので、そのの

近くの集落の方からしますと、元々静かなところに風車が建つとやっぱり気になる、うるさいというような苦情が来るという事例が確認されるということでございます。それまで、国内外で得られた科学的知見を踏まえると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられますが、風車騒音に含まれる音成分の一部が、煩わしさ、嫌だなど、アノイアンスと言うんですけれども、そういったものを増加させる傾向があるということも言われております。風力発電施設から発生する超低周波音は健康影響については明らかな関連を示す知見は認められないとしておりまして、平成29年、環境省指針を受けまして、超低周波音につきましては、昨年より、環境影響評価項目の参考項目から削除されております。評価項目から外れているんですけれども、関心が非常に高い項目ですので、我々事業者としましては、引き続き調査項目に加えて、予測評価をして、皆様にお示ししていくという対応を取らせていただいております。最後に、景観などの視覚的要素などによって、風車を受容する、しないなどの心因性の問題が、この煩わしさ、嫌だなどという度合いを再現するということが検討会のレポートの中で言われております。

次に、30ページなんですけれども、地震や台風で風車は壊れないかという御指摘もいただいております。地震につきましては、昨今の熊本の地震ですとか、阪神大震災、東日本大震災を踏まえて、設計振動の地震波もですね、非常に厳格に審査、指摘されております。当然、解析を行う際に、数百年に一度の確率の地震動を3波入れて、揺らせて実際もつかもたないかの検証を行っています。実際にボーリングデータに基づく工学的支持地盤というよりもさらに安全側の深いところを支持層として、軟弱地盤、さらに地盤についても、軟弱な定数を入れて検討をした上で、大丈夫なものを設置するという流れになっています。最近では、風で大体風車というのは構造体の具材ですとか、そういうのは決まるんですけども、最近では、地震動が設計でクリティカルに決まってくるというのも最近出てきておりまして、風でもつ風車じゃなくて、地震でもつ風車というのが設計されてきております。

台風なんですけれども、鹿児島県は当然、南九州ですので、台風の通り道と言われておりますけれども、鹿児島測候所では秒速58.5の最大瞬間風速が記録されております。風車の設計対応といたしましては、秒速80メートルと十分安全な風車を設置させていただくということになっております。昨年の、南さつまなどでブレード倒壊ですとか、淡路島で風車が倒壊したですとか、そういった事例も報告されております。これにつきましては、1990年代から2000年代初頭に建設されたものでございまして、国の基準や審査体制が確立されていなかったということが原因と言われております。特にその淡路島の例で見ますと、補修メンテをしっかりとしていないと、電気がつながってないと、風車というものはちゃんとしっかりと整備をされて定期的につながって、風が吹く方向に向いてですね、強風の際は、台風が来た際は風を逃がして停止させるという保安停止措置を取らなきゃならないんですけども、それもされていなかったということ。南さつまの例で言いますと、営業運転している風車ではなくて、補修メンテする会社の研修施設みたいな位置づけにされているところで、そういった事故が起こっていると聞いておりまして、我々その営業運転、事業をしっかりと行わせていただくに当たりましては、保守員を駐在させまして、数十名駐在させまして、自動制御される風車ありますけれども、もし万が一そういった制御が効かなかったときのためにも、急行してですね、しっかりと制御して、皆様の安全をお守りするというような形を取らせていただく所存でございます。

戸松学参考人

次に、御地元のメリットについてですが、こちらのほうを簡単に御説明に加えさせていただきたいと思います。

32ページを見ていただきたいんですけども、風力発電事業は主に3つの段階に分けさせていただいた上での御説明をさせていただけたらと思っております。

まず初めに、開発時と言いますのは今の段階でございまして、このあとは建設時、あとは運転開始後の三つで分けて説明させていただきます。

次の33ページ見ていただきたいんですけども、開発時につきましては、地域ニーズを踏まえた地域振興等の実施ということで、各地区の住民の皆様方から聞き取りを行いまして、御意見を頂戴した上で、地域にとって望まれている地域振興策の実施を検討していきたいと考えております。これまでの時点でやらせていただいております例を下に掲げさせていただきますけれども、観光施設等の補修であったりですとか、祭りなんかの資機材寄贈、あとは防災関係の寄贈であったりですとか、あとは教育、そういった形で、地元が望んでいるものをお聞きいたしまして、検討させていただけたらというふうに考えております。

その次に、行政様への活動支援ということで、行政さんが実施する事業に関しまして、支援協力を実施させていただきたいと考えております。

続きまして、34ページになります。建設時になりますけれども、地元の企業の活用をさせていただきたいというふうに考えております。元請けの会社さんはゼネコンさんであったりですとかいうところが多いんですけども、その下にですね、地元の業者さんに入っております。施工・工事なんかを実施していただきたいというふうに考えておまして、主な工事の内容といたしましては、伐採であったりですとか、道路造成工事、工事保守用の事務所の建設なんかがあるのではないかとというふうに考えております。あと、工事関係者の地域滞在ということで、工事が始まりますと、数十人から数百人の作業員が地元滞在中で工事をやらせていただきます。その者が地域に滞在することによって、宿舎であったりですとか、飲食店であったりですとか、商店であったりとかというのを活用させていただきたいと考えております。

35ページですけども、固定資産の納税があると考えておまして、1基当たり、20年間の納付額といたしましては、今試算させていただいている金額では、最大1.1億円、1基当たり1.1億円というふうな試算をしております。こちらの金額分を20年間、納税させていただきたいと思っております。

佐藤昌弘参考人

補足ですけども、再エネの時限立法というのがありまして、減税措置があるんですけども、これを考慮しない場合の資料となっております。これも試算なんですけれども、考え方としましては、後ろについて導入させていただいておりますけれども、経済産業省のほうで試算しております、平均的な建設コスト、風力発電施設ですけども、1キロワット当たり28.2万円というのの試算に基づいて、そうしますと事業費が437億円ということに基づいた税額ということになっております。

戸松学参考人

続きまして、観光資源としての活用ということで、風力発電機、30基ほど建たせていただきますと、鹿児島県内でも、日本でも最大級の風力発電事業になってきますんで、地域のランドマークとしてですね、PRしていただけるのではないかとというふうに考えておまして、私どもといたしましては、展望台の設置ですとか、道の整備なんかの面でも協力できるので

はないかと考えております。こちら福島県の布引高原という風力発電所というところがございまして、こちらは元々大根畑だったんですけども、そちらに風力発電所をやらせていただきまして、子供たちが大根を抜いたりする農業体験と一緒に風力発電の学習をするのですとか、そういったものに活用していただいて、今は一つの観光ルートとなっております、旅行会社さんとかがツアーとして組まれているようなところでございます。

続きまして、環境の場としての活用ということで、こちら熊本県の西原村で、ふるさと塾というふうな体験をですね、行政さんと一緒にやらせていただいておりますけれども、風力発電所のところですね、子供たちが凧揚げとかそういったことをしながら、風力発電についての学習をしていただく、そういった環境教育のプログラムの提供ができるのではないかとこのように考えております。

佐藤昌弘参考人

営業運転開始後の件としましては、先ほども少し触れましたけれども、風車のために道路を整備させていただきまして、林道として御活用いただき、林業振興になるのではないかとされています。これについては、林野庁さんもそういったお話を出しております、山の尾根に道路を設置させていただいて風車を建てます。元々あった林道と接続させることによって、循環になります。そうしますと、元々山崩れとかで崩れて行けなくなってしまって、しばらくそこに行けない。山がいじれなくなってしまう。そういうことが循環化することによって解消されるということです。保安林ですとか、森林というのは手をかけないと痩せてしまいますし、どんどん崩壊の危険にもなります。そういった意味では、一定程度、手をかけていかなければいけないものですので、そういった意味でも道路を整備させていただくことによって、最近では、担い手不足で山がどんどん痩せていく。小さな資材でちょこちょこ運び出すというよりは、大きな道路を整備して、集材効率を大型化・効率化させていくことによって、山を再生、よみがえらせられるのではないかとするのは林野庁さんが今、打ち出しているものでございます。加えまして、最近山火事なども増えておりますけれども、ヘリコプターなどでアクセスして、消火活動がなかなか進まないということもございしますが、こういったように道路を整備、循環化させることによって、消防車が入って、消火活動ができるという面からもメリットがあるのではないかとこのように言われております。

保守作業における地元活用ですけれども、建設時点では数百人程度の雇用で、現地がお祭りみたいな形になるんですけども、保守作業に入りますとそれほど人間がごちゃっとするわけじゃないんですが、一定程度、数十名程度の保守の人間が常駐します。加えまして、関係会社の従業員を含めですけれども、それ以外に、御地元の電気工事会社様ですとかと委託契約を結ばせていただいて、定期的な作業、大型な保守だったり、大きな点検作業の際には御協力いただく。あるいはトラブルの際の対応ですとか、そういったので地元の企業の方に活躍していただくような場も準備させていただき予定でございまして。

先ほど説明した布引高原、それから熊本の事例の写真を添付させていただいております。こういったように、環境影響効果の準備書の手続きを進めさせていただいておりますけれども、この手続きが終わったからといって、事業の実施が決定することではございません。これから、地元地区の御理解、今日説明させていただきました音の問題ですとか、景観の問題ですとか、土砂災害、水源、そういった御不安・御心配な声を頂戴しておりますので、こういった資料を活用させていただいて、心配するものではないかと決まっていますと、音もそんなにうるさいものではないんですということ、これからちょっと聞いていただきたいと思っております。

れども、そういった御理解に努めさせていただくとともに、このメリットの御提示をさせていただいて、御了解をいただいて、その上で、計画地は保安林・国有林ですので、そういった手続の中で、地区の方の御同意とともに手続を進めさせていただくと。ですので、アセス手続で事業の実施が決定するわけではないということはこの場で御説明、御約束させていただけたらなと思っております。計画の場合の御説明については以上になります。

戸松学参考人

次に、こちら準備書の説明会の資料を簡単に御説明させていただきます。初めのほうは先ほど御説明させていただきました事業計画を書かせていただいておりますけれども、こちらと言いますのが、各項目ですね、大気質、騒音、超低周波、あと振動ですとか水質、あとは動植物の関係の調査をさせていただいた結果と、あと36基ですね、本計画ができること。あと、工事を行うことによってどんな影響があるのかというのをまとめさせていただいておりますのが、21ページ以降に記載させていただいております。

こちらの現状の環境調査をさせていただいた結果とですね、繰り返しになりますけれども、工事をやらせていただくことによって、今とどのくらい変わってくるのかというのを示させていただいているものになります。例えばですけども、騒音なんかで言いますと、風力発電機が稼働することによっての予測につきましては、39ページになります。こちらですね、阿久根市様で言いますと、4地区で調査させていただきまして、予測をさせていただいておりますけれども、グラフでいいますと、この現況値というふうに並んでる数値が今の騒音の調査結果でございます。それを基に風車が全てマックス・フルで稼働したときに、どのような音が伝わって地元に行くのかというのを予測させていただいた結果が、指針値というところと環境基準というところに書かせていただいて、すみません、予測結果がそうです。稼働したときにどのような音が伝わって行くのかというのをさせていただいているのが予測結果の数値になります。そうしますと、最大で鶴川内の夜間でですね、4デシベルほど増加する可能性があるというふうな予測結果になっているというところなんですけど、指針値といいますが、現状の37デシベルに対しまして5デシベル以内に収まれば大きな影響はないんじゃないかというふうに環境調査のマニュアルがございまして、37に5足した42よりも下であるから問題ないんじゃないかというふうに考えてまして、○というふうに示しております。環境基準値との照らし合わせになりますけれども、夜間、環境基準値でいいますと、夜間の基準が45デシベルでございまして、それよりも以下になっているというところで○、大きな影響はないんじゃないかというふうに判断させていただいているところでございます。

佐藤昌弘参考人

41ページにですね、デシベル、どれくらいのデシベルがどれくらいの音かというのを例として示させていただいております。例えば45デシベルというのは、霊園でしたり、町の戸建住宅地、図書館よりも若干大きいレベル、書店や役場窓口は55デシベルくらいですので、それより以下ということで、それくらいの音レベルですよということが一般的なところで示されています。ですので、これも御説明しましたけれども、よくその反対されている方の御意見として、風車がうるさくて眠れないんだということを言われていますけれども、今日、どんな音かというのを準備しているんですけども、決してうるさいものでなくてですね、よく言われているのは四国の伊方のところを出ている風車で、昔の古い小型の風車は、確かに出ている音もレベルも大きい、しかも家から非常に近い、200メートル以内、下手したら100メートル以内のところに家があると、そういったところでうるさくて眠れない、頭が痛い

いう御意見があるんですけど、そういった環境とはちょっと異なりますよというのをこれから関係している地区、地域の方に、まさに今、コミュニケーション、対話を取らせていただいているんですけども、小まめに説明をして、今日御用意している音も聞いていただいたり、あるいは、先例地視察ということで、こういった録音聞いていただいただけではなくてですね、実際の発電所を見に行っていて、音を聞いていただく、あと風車を見ていただく。先ほどの御不安があった土砂災害ですとか、そういった水害に対する対策として、こういった排水施設、のり面の保護をやってますというのもぜひ見ていただきたいと思っております、そういった御案内もさせていただけたらなというふうに思っています。反対されている方の説明会にも対応したんですけど、道路が崩れた写真、のり面が崩れた写真というのも示されるんですけども、作業道、林道というのは、そういった崩れやすい、元々が崩れたら直すという設計思想でなってますけれども、今回我々が計画している道路につきましては、林道基準というよりはどちらかというと一般道路の設計基準で、排水ですとか、防災施設の設計を考えておりますので、そういった意味では、一度そういった先例地の施設を見に行っていて、そういったものに触れていただいて、例えば音の問題だったり、地元の方のお話も聞いていただくなどしてですね、御理解に努めていけたらなと考えております。

戸松学参考人

こういった形で、騒音であったり、水の濁りであったりというふうなものをお示しさせていただいてます。最後に景観を一部分説明させていただきます。

60ページを見ていただけたらと思うんですが、主要な眺望点ということで、各行政さんのほうにヒヤリングさせていただきまして、風車が建つことによって、その場所からどういふふうに見えるのかというのをモニタージュ、写真を撮影させていただいて、作らせていただいたものになります。

阿久根市様で言いますと、番所丘公園であったりですとか、市民いこいの森であったりですとか、そのほかのところも作らせていただいておりますけれども、63ページからがフォトモニタージュ写真になってます。上段部が現状でございまして、下側に将来ということで、風車をCGで入れさせていただいたものを準備させていただいてます。番所丘公園でいいますと、風車の見える基数は多いのですが、ちょっと距離が離れておりまして、大きな影響ではないのではないかと判断しております。こちらのフォトモニタージュ写真がない、以外のところにつきましてはですね、62ページのように地形であったりですとか、樹木であったりですとか、そういったもので建ってもその場所からは見えないというふうに予測させていただいて、検討した結果そうなっているところでございます。

今回、御説明させていただくに当たりまして、追加でいただいた現場につきましてはの資料がこちらのA3の資料になってまいります。

こちらクリップ留めになってまして、クリップ取っていただくと、広い方が3枚ものになってまして、今回、御指示いただきました集会場であったりですとか、小学校であったりですとか、そういった施設等も位置関係がわかる資料を、こちら3枚もので示させていただいております。

実際にどういふふうに見えるのかというのを各地点ごと、1枚ごとにクリップで留めさせていただいてるものにまとめさせていただいておるんですけど、こちらを見ていただいたらと思います。

まず初めに、米次の公民館につきましてなんですけれども、こちらからですね、左側の地

形図に示させていただいているとおり、赤のアイ、緑のアイ、青のアイということで、3方向について検討させていただきました。西側、赤のエリアが西方向になるんですけども、こちらについてはJ6、J5が見えるんですけど、手前の樹木でしっかりと確認できない状況という検討結果になってます。南方向というものが緑の範囲になってくるんですけども、こちらでもですね、事前の簡易検討の段階では4基ほど見える可能性があるのではないかというふうに検討させていただいたんですけども、実際にモニタージュ写真作らせていただきますと、Jの16が上部の部分が一部分見える可能性があるというふうな検討結果になってます。東側、青の範囲につきましては、完全に地形と樹木で不可視というふうな検討結果になってます。

次の尾原公民館ですけども、こちらは2方向について検討させていただいてまして、西から南側、赤で示させていただいてる部分です。こちらが事前の簡易検討結果では、8基ほど見えるのではないかというふうに検討させていただいたんですけど、3基が見える形の検討結果になってます。今回、写真撮影させていただくにあたりましては、御指示いただいた施設の敷地と考えられるところの中で、一番見えやすい、見えるのではないかというふうな場所から写真を撮らせていただきます。もう一つの緑で示させていただいてます方向につきましては、完全に不可視というような検討結果でございます。

次に、田代小学校ですけども、こちらは1方向から撮らせていただいておりますが、Jの05の上部が見えています。

続きまして、田代下地区の集会所の施設でございますけれども、こちらは1方向から撮らせていただきまして、J05が上部の部分が見えております。

続きまして、尾崎地区の集会施設でございますけれども、こちら1方向から出させていただきますが、計画地側に施設そのものと樹木がございまして、不可視。

続きまして、弓木野公民館でございますけれども、こちら1方向から撮らせていただきますが、Jの1が上部が見えて、Jの02につきましては当初の検討段階では見える可能性はあったんですけども、確認はできないというふうな検討結果でございます。

続きまして、大川出張所でございますけれども、こちら1方向、撮影させていただいておりますが、地形的な、手前に尾根がある関係で不可視というふうになってます。

続きまして、川畑中公民館でございますけれども、こちら1方向撮らせていただいておりますが、手前の山で不可視。

続きまして、表川内公民館から1方向から撮らせていただいておりますけれども、こちらに関しましても建物と尾根で不可視ということです。

続きまして、尻無浜公民館でございますけれども、こちら1方向から撮らせていただきまして、手前に御自宅がございまして確認ができない不可視という検討結果でございます。

最後になりますけれども、阿久根市役所からのモニタージュですけども、こちら9基確認ができるのではないかと、1方向から検討させていただきまして、9基見えるのではないかというふうに検討させていただいたんですけども、実際に見えますのが8基でございます。

こちらが確認する可能性があるというふうな検討結果になってます。

もう一つでございますけれども、最後に、地質に関する書類を提示させていただきたいと思ひまして、こちらの準備書の中でも掲載させていただいております。こちらの西区の阿久根市様側で言いますと、火山系の地質の可能性があるということで、事前の確認はなっておりますけれども、実際に風車建

てさせていただく場所につきましては、建設計画、先ほどもさせていただきましたが、各ヤードごとでボーリング調査をさせていただいてですね、しっかりその地盤であったり、地質が何なのかというのを確認させていただいた上で、しっかりとした設計をさせていただきたいというふうに考えております。

佐藤昌弘参考人

説明は終わりなんですけども、音を聞いていただくというのは最後のほうがよろしいですか。

濱田洋一委員長

今の時点で音のほうはお願いします。

佐藤昌弘参考人

弊社の既設の稼働している地点で2地点ほど御紹介をさせていただけたらと思っております。

まず、5ページを御覧いただきたいんですけども、最初の説明資料の5ページになります。南愛媛風力発電所というところ、それから北海道にありますせたな大里風力発電所。この2地点なんですけれども、どうしてこの2地点かと言いますと、一番新しいのがせたな大里という発電所です。シーメンス社の3.2メガワットという、これが今北鹿児島で導入する4.3メガワット基とほぼ同型機種になります。出力が3.2と4.3と大きくなってんですけども、これは発電機の能力が上がっているということで、外形ですとかパワーですとか、そういったものは同じものになります。羽根が若干長くなります。54メートルから65メートルになりますので、そこは大きくなります。じゃあ発電機の出力が大きくなるからと言って音が大きくなるというものではないということを先ほど四国の伊方の例で御説明させていただきましたとおり、性能が上がっていますので、一概に大きくなるものではなくて、最近の機種のほうがむしろ静かだということが今日聞いていただければと思っております。先ほど、長くなったら大きくなるのかと、確かにそれはあるんですけども、そういった羽根の構造につきましては技術革新が進んでまして、例えば羽根の構造にスリットを入れてみたり、形状を変えて風の乱れを逃がす方を最近とっておりまして、かなり静かな静穏型のものになっております。そういった意味で聞いていただきたいなど。愛媛の発電所はひと昔前の2.5メガワット、2500ワットの風車の三菱重工さんの国産の風車、若干音がするなという風車機種になりますので、こちらと比べていただいて、一定の距離を離れて聞いていただけたらと思っております。

戸松学参考人

すみません、距離なんですけど、御指示いただいたのが1キロ、2キロ、3キロということで、御指示いただいたんですが、ちょっと手元にですね、そちらの距離のものがなくてですね、今日御準備させていただきましたのが、先ほど言いました、南愛媛、三菱機の風車からですね、100メートル離れたものをまず初めに聞いていただきたいと思います。その次に、せたな大里、シーメンスさんの風車の160メートル位離れた、それと距離的に同じくらいと考えてまして、こちら比べていただきたいと思います。

佐藤昌弘参考人

風車の近くからだとかこれくらいやっぱ音がするんです、というのをまず聞いていただいて、1キロ近く、7、800メートル離れるとかなり静かですよというのを御理解いただけたらなと思ひまして、今日御準備させていただいております。実際に音を取ったときとデシベル

計が出てくるんですけど、それと今、ボリュームを合わせなくてはいけなくてですね、その作業がちょっと必要になってきますもんですから、今からですということでも聞いていただきたいと思います。

(ボリューム調整中)

今、合いましたんで、今から流す距離が実際に100メートルからの距離。

ちょっとそちらのほうにパソコンなんかを持って行きながら説明させていただいて。

(委員席を回り、各委員が音を確認)

今、こちらに表示されている上の段が、デシベルになります。こちら50と書いてありますけれども、50.8ですね。今のここの数値とといいますと、私がベラベラしゃべってますんでちょっと大きくなってますが。大体50強デシベルになってます。聞こえる音が実際に現地で聞こえる音と同じになってるんですけども。

こちらの音と現実には一緒ですよと言えるかなと思ってまして。

聞こえる音が、実際に現地で聞こえる音と同じになっていると。

竹原信一委員

画面は78くらいになってますけど。

佐藤昌弘参考人

下がですね、低周波の数値になります。上のほう、前のほう消してもらっていいですか。

戸松学参考人

今、数値が2個出ています。上の段が騒音値になります。下の段が今78とか書いてありますけど、これが低周波の数値になります。その上でまずは騒音値のほうを見ていただきたいので、させていただきます。もう一度ですね、今止まっています。

(委員が音を確認)

実際、流している音のほうは少し大きめにはしてあります。

(委員が音を確認)

佐藤昌弘参考人

こういったように近くだと結構音がするという事なんですけれども、音のレベルとしては大きいものではないんですけど、四六時中それが聞こえているのが気になって嫌だということで、四国の伊方のほうですとかはかなり家から近いので、そういった苦情が出ているという事例、今回の北鹿児島のケースで言いますと、一番近いところで7、800メートルですので、そのくらいの距離離れるとどうかというのを今からちょっと御準備させていただきたいと思いますけれども。今、最近の風車ですと、性能上がってますので、本当に静かですというのを御理解いただきたくて、これから各地区のほうにも方にも御説明をしていく。現地も見に、聞きに行っていたきたいと思っております。

(委員が音を確認)

山口貴史参考人

今、画面のほうを見ていただきたいんですが、先ほどは上が騒音値、下が低周波ですという御説明をしたんですけども、ちょっと入れ替わっているものになります。設定でどっちをするか機械のほうで変えられるんですけども、今この場合が下が騒音値になっていると思います。

(委員が音を確認)

佐藤昌弘参考人

距離が同じもので性能のいい風車。今回設置させていただく予定の風車です。165メートルですので近いですけど、大分静かだと思います。

戸松学参考人

ちょっと高めにして。その方が聞こえやすいと思います。

(委員が音を確認)

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。環境省の検討会から言われている先ほどの資料で御説明しましたがけれども、確かに静かなところに風車が建つので、元々静かなところにこういったものが建つことによって、嫌だということが言われているということだと思います。

統計的には、1.5キロメートル以内のところに居住されている方からの初期の苦情というのが多く言われています。これも、人間も動物もそうなんですけれども、音には順応性があると言われてるんですけども、とはいえですね、こういった元々なかったものができて音が聞こえるということで、それが嫌だ、うるさいということにつきましては、これは事業者の責任ですので、御理解いただけるようにしっかり御説明して、御理解を得ていこうというふうに考えてます。その一環として、実際、見て聞いていただいてというのが我々としてはできる活動なんじゃないかなというふうに考えております。

今日御紹介したのは165メートルですけども、実際700、800になってきますと、本当聞こえないレベル、聞こうと思って聞こえるかというレベル。聞こえるのは大体1.5キロくらいまででしたら、聞こうと思えば聞けるということで、元々その風車をネガティブに捉えている方は、うるさい、うるさいということだと思いますので、そういったネガティブな部分を少しでもポジティブに変えられたらなという活動が、我々の今後の責任かというふうに考えております。

ありがとうございました。

濱田洋一委員長

以上でよろしかったでしょうか。

ただいま事業者様から事業計画、そして資料の説明、それからまた、風車の音をお聞かせいただきました。

これから質疑ということになりますが、皆さんから質疑があろうかと思しますので、ここで10分間休憩を取りたいと思います。開始が14時55分ということにさせていただきます。よろしくをお願いします。

(休憩 午後2時45分～午後2時55分)

濱田洋一委員長

それでは、これより委員の方々から質疑をお願いします。質問される方は挙手をお願いします。

白石純一委員

御丁寧な説明ありがとうございました。

まず基本的なことをお伺いしたいんですけども、もう1社、計画されているユーラスエナジー社さん、事業認定区域というのを経産省からいただかなきゃいけないと思うんですが、今御社がこの環境アセス準備書で計画されたいとしている個所というのは、ほとんどがユー

ラスエナジー社さんの認定区域であって、その地域については御社は事業認定は取られていないものと理解してよろしいですか。その辺りはどういうふうになってるのでしょうか。

戸松学参考人

今、お話しいただいたとおりユーラスさんは先行して事業計画認定取得されてます。ただ、フィット購入法事業計画認定と言いますのは、条件付きでの取得でありまして、3年後に土地の契約を行わないと失効してしまうですとか、そういったルールの下での条件付きの認定になってます。ここの土地で言いますと、国有保安林になってまいりますので、林野庁さんとの協議を得ないと貸付にもならない、土地の契約ができないというようなところになってまいりまして、その土地の契約をするためには、こちらの今進めてます環境アセスメントの手続が終わっていることであったりだとか、利害関係者等の同意であったりとか、そういったものが必要になった上で、初めて土地の計画ができるものでございまして、それが整わないと失効してしまっ、先に取っててもですね、そこの場所で事業はできないことになってまいります。

私どもはといたしますと、準備書のほうのアセスの手続を進めさせていただいてますし、関係地区様、漁協様をはじめとする関係者さんへの説明、同意をいただくための説明をやらせていただいておりますので、どちらかといいますと、私たちのほうが、フィットに基づく土地の貸付けに関しましては先行しているのではないかと考えております。

佐藤昌弘参考人

補足をしますと、フィットの認定の要件なんですけれども、確かにユーラスエナジーさんの経産局の認定としては、国有林の林班されたところですよ。我々、そこから外れたところで取っておりますけれども、3年以内に土地の契約をすることがフィットの正式認定、暫定ではなくて、正式認定の要件になってます。ほぼ、3計画重複しております、我々が先に始めたのが風況調査、それから地元との説明会での交流、それから環境アセス。他社さんは実は、風を測らないです、フィットの認定だけ先に取っちゃったと。それは取れちゃうという制度に問題があると思うんですけども、事業の根幹である風況調査ですとか、アセスメントよりもフィットの認定を先にされたのが他社さん。我々はまず、風を測り、地元と交流しアセスを始めるというところから始めたんですけども、フィットを取ろうとしたときに、同じ1地番1認定という要件です、同じ地番で認定を受けることはできません。なので、我々考えてたのは、林小班の中で、地番も細かく割れているんですけども、国有林の中も林小班と割れているんですが、認定の取り方が大林班で取っているというその、テクニクとしてですね、他社さんがそうされていた関係で、一切そのエリアで認定取ることができなかったということで、その外れた林班で取りましたと。これが要件として不適合なのかどうかというところではなくて、要件としては当初取った、暫定で取った認定の土地を全て使わないと失効します。3年以内に契約したときにですね。なので、逆に言うと、どこかを使えば失効しないということです。どこかを使えば失効しないし、3年以内に正式契約をしてくださいということになってます。他社さんは2018年に認定を受けてまして、我々2019年に認定を受けてます。なので、今年2021年ですので、3年以内に契約ができない場合はこれは失効ということになるんですけども、どういう状況かといいますと、我々は準備書、それから漁協さん、内水面漁協さんの御同意いただいておりますので、それが貸付けの条件になってますので、そういう面からいきますと、我々は進めることが可能だと思っております。一方で他社さんは進められるかというところと難しいのではないかと考えております。これは、

判断するのは林野庁さんになりますので、林野庁さんとのやり取りになってくるかと思っております。以上です。

白石純一委員

ただ、もう1社のほうの方のお話を聞くと多分、恐らくそれぞれの立場でおっしゃってると思いますので、事情が私どもとしては分かりかねるという部分もあります。

次の質問ですが、今おっしゃったように地元の説明会はきちんとされているということなんですが、もちろん地元の同意が大変大事になってくると思うんですが、12月に法に基づく阿久根市での説明会をされたときに、一番近隣の田代地区、こちらの区長さん方は十分知らされていなかった。もちろん市の広報紙を通じて、広報誌には掲載されておりましたが、私、恐らく議員の多くも注意をすることなく、見逃したものも多くてですね、なかなか地元説明会があるよということも、なかなか周知されていなかった。特に、地元の方々、区長さん方等にはその情報が御社から直接されるべきではなかったかなと思います。その辺りはなかったということで、果たして地元の方の御理解を得ようとされてるとおっしゃるんですが、本当にそれが進んでいくのかと。それが進んでいないから、今回、地元のほうから議会のほうに陳情が出てきたんだと思いますので、その辺が果たして、御社がおっしゃるような、地元向けのきちんとした対応がされていれば、このような陳情出てきてないんじゃないかと思うんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。こればかりは御指摘、どう受け止めるかはそれぞれの方々と思います。我々は、できるだけ努力させていただいております。阿久根市さんの各地区につきましてもですね、区長さん、それから役員さん、お集まりいただいた場での説明というのはさせていただいておりますけれども、やはり足りてないという御意見もありまして、事実そこは受け止めなければいけないなと思っております。今日、説明した資料で御説明も何度かさせていただいているんですけれども、足りてない部分がありますので、これからですね、まさにこれからですけれども、不安な部分、それから不安を解消する部分、それからメリット等合わせて、項目ごとに細かくやっつけていこうかなというのを、今考えております。区長さんですか、役員さんにも話をさせていただいているところです。

ちょっと補足していただいてもいいですか。まさにこれから始めているところでございます。

白石純一委員

12月のとき同じような意見が、田代区の方々から出てですね、田代地区に関しては別途、説明会をされるということでしたが、それはもう終わったんでしょうか。

戸松学参考人

田代地区、米次さんであったり、各地区での説明を。

山口貴史参考人

すみません、引き続き、私が答えさせていただきます。

田代下、田代中、米次のほうにつきましては、一度、総会であったり役員会の場で御説明はその後、させていただいております。ただし、一度というのがですね、もちろんそれで御理解いただけるとは思ってないところでありまして、今後につきましては、公民館であったり、役員会の場で質問いただいたのを質問を返していくとか、こういった毎月の定例のときに、お邪魔してお話をさせていただければということで、町内会長さんのほうにはお話をし

ております。何分、コロナの関係で、来ないでくれと言われていた地区も正直なところあります。今、お話しいただいておりますその田代4区の中の一つの地区に関しては、何と言いますか、コロナでちょっと来てほしくないなあという言葉であったりだとか、ちょっとうちのところは説明はいいんじゃないかなということと言われてはいるんですけども、じゃあ別の方法で何かできないかとかいうことは考えさせていただいております、直近であれば例えば、役員会にお邪魔するのが負担になるのであれば、我々が地区の農村改善センターとかお借りして、場を提供するんで気になる方は来てくださいということもお話はしているところでございます。

佐藤昌弘参考人

住民説明会が12月にありましたけれども、ちょうどそこが、感染が蔓延しているところでございます、出水でクラスターが起きて、実際、さつま町の住民説明会は中止となりました。

その12月のタイミングに合わせて、各地区での説明会も我々実際、予定してたんですけども、やっぱり来ないでくれということもありますし、ここで無理やり集めて話すというのも、と、ございまして、そこはサスペンディングしてました。1月に入ってからなかなか収まらなくてですね、コロナのせいにするのかと言われてしまえばそこまでなんですが、また若干収まりつつあるんですが、今日またバタバタと上がってきているんですけども、そういった、まず状況を勘案しながら、できる限り積極的にコミュニケーションを図っていきたいというふうに思っております。ですので、そこはですね、環境影響の手続は進むんですが、実際事業ができるかどうかというのは、本当に林野庁さんだったり、手続の許可の中での必要となる同意、利害関係者のコミュニケーション、同意がないと進められませんので、本当に息の長いと言うか、御理解いただけるまで我々としては頑張ろうと思っております。

白石純一委員

では、地元の方の理解が得られなければやらないということでもいいんですね。

佐藤昌弘参考人

そうですね、御同意いただければこの地で進むことができませんので、そういうことになろうかと思えます。

濱崎國治委員

この陳情の反対の理由をしてみると、例えば住民の健康被害をまず一つに挙げられています。それから地域的にも、がけ崩れなど自然災害の多発を招くんじゃないかということですね。今の説明では、騒音に対するのでは、私は全く問題はないというふうに思っています。それから、特に現地は、山間部の地質とか地盤がもろくて、果たしてあの大きな最大級の風車を設置したときに地盤は大丈夫なんだろうか、がけ崩れは起きないだろうか。この2000平方メートル、3000平方メートル、1基当たりには造成はこれだけなるだけけれども、果たしてそれは現実的に、がけ崩れ、崩壊に陥らないだろうかというのが一番の心配事じゃないかというふうに思います。ですから、その辺は、確かに地盤はもろいということはされていますよね。実際触ったことはないんですけども、写真等を見ればそういうのが見えていますけれども、それからすれば、その心配より、これは大丈夫なんですよ、こうこういうふうにしてするし。おまけに百何十メートルあってもちゃんとしっかりした地盤が形成されて、かつ、工事によって、その土砂災害も起こる可能性はないし、先ほどおっしゃいましたが、かえって資材搬入等による整備によって、林道がよくなるんですよとかですね、そういうのも

ここで出てくるんですけれども、その辺は地盤についてはどうなのでしょう。非常に両方とももろいということをおっしゃっているんです。そこで、いや、もろくてもこういう工法があって、こうすれば絶対大丈夫で、土砂災害も起きないし、川に対する、飲料水に対する汚濁もないんだとかですね、そういうのをやっぱり現実的に説明するのがいいんじゃないかと思います。特に、騒音について私どもも、かなり騒音がするんじゃないかなと聞いたもんですから。でも今なのであれば、え、この程度なのと感じたところですので、その辺を、騒音は抜きにして、もろい地盤を工事するために、こういうふうにしたら大丈夫ですからというのをぜひお聞かせください。

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思います。もろい地質に対して、どうやっていくのかというのは、まさに幾つか工法があろうかかと思っています。それは、実際に状況を確認しながら、直接掘削していくのか、あるいは最悪のことになると、例えば固めてから工事にかかるというやり方もあろうかかと思っていますけれども、その状況かかと思っています。いくつか案というのもお示ししながらなんですけれども、まず前提条件で一番気をつけて、これも林野庁さんから言われるのは、まず、出水期を避けた工事になります。冬季に伐採やって、造成道路造る前に排水施設だったり、のり面の工事を先にやる。それから梅雨時期に入ったときにそういった下流に直接に濁り水だった土砂が落ちないという手立てを先にして、それから出水期に備えて工事を進めていくという施行計画、実際の工程を設定させていただいて、その前提において、実際どうなのかと、どれくらい崩れやすいのかというのを観察させていただいた上で、対処すべき工法というのが出てくるとかと思っていますので、そういったものを関係する地区、心配されている地区の方に対してはそういったものを示していくのかなというふうに考えています。実際そういった防災対策ですとか、そういったものについては、環境アセスでは取り扱わない項目になっているんですけれども、実際は開発行為、森林法に基づく保安林だったり、そういった開発行為で審査されるものなので、そこは当局の指導を仰ぎながら我々の施工計画、設計を行います。なので、その審査の中で元々決まってくるんですけれども、本当に計画地の下に住まわれている心配されている方に対しては、そういったものをお示ししながらでないと、音と同じでして、不安にされている方にはお示ししていかなければいけないのなかと考えております。反対されている方が危ない危ないとおっしゃってるんですけれど、そういった作業道ですとかそういった道路の設計基準ではなくて、実際の道路土木土工総則に基づく排水あるいはのり面の工法も入れながら御説明していかなければ御理解いただけないのかなというふうに思っています。

牟田学委員

先ほどの説明の中で、まず現地のボーリングですよね。要は支持地盤が何メートル下にあるのか、それをせんと設計ができないわけで、それは先ほど説明がありました。まず、地質調査をして、支持地盤がどこ辺りにあるのか、それは今からボーリング調査をせんと分からんことなんですけれども、先ほど言われたように、防災ですよ、梅雨時期の。やはり、一番大事なのは、調整池を造るとかあるんですけれども、まずそこからせんとですよ、下流の住民の方はそういう説明を受けていても、泥水が流れてくれば、やっぱり不安がりますので、まずそこ辺りを、先ほど言われたように、梅雨時期の前にですよ、やはりそこ辺りをしっかりやっていかないかとじゃないのかなというふうに思います。

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思えます。まずそういう形の地質の条件を確認してですね、工程を考えることだと思います。梅雨時期、台風の時期に備えた先に先行して工事をし、それから本体工事になるといいのかなと思えます。

竹之内和満委員

地質についてなんですが、地質図のマップを見ますと、先ほど説明にありましたとおり、ほとんど砂岩なんですね、砂岩か砂岩と頁岩との互層ということで、こういうどっちかという弱い地層は、ほかの地域によって工事の実績があるんですか。

佐藤昌弘参考人

こういった砂岩ですとか、互層になってるようなところの不安定な地盤なんですけれども、そういったところ、四万十層と言われる層で、四国からずっと南九州エリアにきてまして、先ほど聞いていただいた南愛媛もまさにその同じような四万十層帯のところに属してまして、九州地形のところに建ってますので、音を聞いていただくだけでなく、見ていただく、排水、防災対策についても林地開発に基づいて沈砂池・調整池つけてやってるところの先行事例ありますので、そういったところを見ていただいて、しっかりやってるんだな、音もさほどなことじゃないんだなという意味で、見に行ってくださいとお話を聞いていただけたらなという活動も考えております。

竹之内和満委員

そういう実績があるならば、それに基づいてきちんとやっていただきたいと思います。もう一つあるんですが、先ほど苦情等は1.5キロメートル内で多いということなんですが、この苦情の中には健康被害を訴える方もいらっしゃるんですかね。

佐藤昌弘参考人

これはまさに、環境省の検討会の中で言われていることです。傾向が1.5メートル未満のところから苦情が来る傾向が高いという統計です。その苦情の中にはおっしゃるとおり健康被害を訴えるという御意見です。その健康被害かどうかというのは検討結果にもありますとおり、低周波が健康被害だと訴える方がいるんですけれども、それが本当に低周波かどうかというのは検証した結果、低周波ではないのではないかと、認められないということで、音の一種ですので、やっぱり嫌だなという、風車が嫌いだって言ったらなんですけど、やめてほしいのにこの近くに建っちゃって、音が聞こえて、気分が悪くなった、頭が痛い、というような苦情があるケースが報告されております。それは事業者として決して無視するわけではなくて、実際の訴えていらっしゃる方もいらっしゃるんですけど、そういった方には個別に訪問して音を計らせていただいたり、お話を聞いたりして、コミュニケーションを図っていったりしている例がございます。先ほども御説明しましたけれども、音というのは、人間も動物も同じなんですけれども、順応していくものですので、我慢しろというのではなくてですね、コミュニケーションかと思っております。元々、静かなところに違和感があるものが建ってしまうわけですから、それに対しては事業者の責任として、いろんな部分に対応して、いろんな部分があろうかと思えますけれども、お話を聞いた上で、何かお役に立てることを提案させていただいたりというのを考えていくような活動となっております。

竹之内和満委員

阿久根市において、この1.5キロほとんど田代地区だと思うんですが、どのくらい戸数があるか、1キロ以内にどのくらい、1.5キロ以内にどのくらい、2キロでどのくらい、そういうのは把握されてますか。

佐藤昌弘参考人

具体的な戸数はあれですけども、アセス上、その今、予測評価値というのを先ほど示させていただきました。40何デシベルとか。このレベルがどんなものかというのは先ほどちょっと聞いていただいたと思いますけれども、基本的には基準上もオクケーなんですけれども、気になるか気にならないかは風車が受容していただけるかできないかですので、今後のコミュニケーションの中で図られていくものと思っています。ですので、1.5キロメートル以内だとか1キロメートル以内だとかあるいは何百メートルなのかというのは一概に言えなくてですね、弊社も25か所ほど発電所ありますけれども、本当その2百メートル以内に数十基があるところもありまして、そこから苦情は1件もないんですけど、例えば1.5キロのところから苦情が来たりというところがありますので、そこはコミュニケーションかなと思っておりますので、そこはこの阿久根市さんの地区はこれから御理解をいただくべき活動していきますので、そこはコミュニケーションかなと。来ていただいて見ていただいてかなと思っております。

竹之内和満委員

正確な戸数は把握していないということによろしいですか。

戸松学参考人

すみません、今、この段階でできないものですから、後日、御回答させていただきます。

佐藤昌弘参考人

調べているんですけども、データがここになくてですね。方法書の段階で、2キロメートル以内にくら、1.5キロメートル以内でいくらかというのは調べているんですけど、今手元に資料がなくてですね。申し訳ございません。

竹之内和満委員

できたらもらえたらいいですが。

佐藤昌弘参考人

わかりました。

濱田洋一委員長

ただいまありました資料等がもしできましたら提出いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

佐藤昌弘参考人

はい。

濱田洋一委員長

ほかの委員からありませんか。

野畑直委員

今、この資料に基づき質問させていただきますけれども、2020年12月現在で、全国25か所、303基の風力発電設備を保有されているというふうに説明を受けましたけれども、今回、阿久根市に計画をされているこのローター径最大130メートルの風力発電機というのは、現在、何基保有されているのでしょうか。

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。今、この大型機種は建設中でございます。上ノ国第2風力発電所、赤で示しておりますところで建設中です。建て方が来年で、弊社としてはまだ稼働としてはございません。他社、弊社じゃない事業者さんで今年稼働を開始する予定というところはご

ざいます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、今想定しているのがシーメンス社さん、ドイツ製だったりアメリカ製だったりするんですけども、発電機の能力で3千キロワット、4千キロワットと言われているんですけども、実際、じゃあ発生する音ってどうなのかと言うと、実は変わらなくて、外形も含めてなんですけれども、変わるものではないのじゃないかと考えております。

野畑直委員

この赤で示してある上ノ国第2風力発電所を建設中ということですけど、ここは何基の予定ですか。

佐藤昌弘参考人

こちらは10基です。10基の計画で今、先行、1期、2期ではありまして、2期工事が今、北海道電力さんのほうで、供給連携の準備というか、なかなか北海道エリアというのは需要の少ないところですので、今、募集をかけてるところでの追加でのエントリーはしておきますけど、今工事しているのは先行10基分です。合わせて二十数基、30基近くの計画を今、ここで立てております。

野畑直委員

ちなみにその建設中の工期というか、完成はいつ頃の予定でしょうか。

佐藤昌弘参考人

2022年度の稼働を今、予定しております。ですけれども、経産省のほうの風車メーカーの型式認証という審査を受ける過程がコロナの影響で、ちょっと遅れている関係もございまして、2023年度の稼働開始になる可能性もありますけれども、現時点ではまだ2022年度の稼働予定で目指しております。

野畑直委員

1基当たり大体、地盤によって違うと思うんですけども、工事価格というのは聞けるものではないのでしょうか。おおよそでいいですけども。

佐藤昌弘参考人

1基当たりの工事価格というのはちょっと割戻ってみなきゃいけないんで、先ほど若干触れた総事業費という、固定資産税の話をしていただいたと思います。35ページなんですけれども、こちらの資料の35ページになります。1ワット当たり28万2000円というのが経産省の試算で出てまして、この北鹿児島の事業としては437億円という計画になります。まだ、正確な仕様もこれからですので分からないのでこの想定額。これを35とか建つと1基あたりの計算になろうかと思えます。

野畑直委員

固定資産税を抜きにして、実際御社がこの事業に必要な経費と言いますか、工事实費ですね。そういうことを、例えば風車が幾らで、そういう、1基造るのに、その固定資産税とかそういうことではなくて、どれだけの投資をして、1基が出来上がるのかというのを聞ければと思ったんですが。

佐藤昌弘参考人

1基当たり15億円くらいですかね、単純に割り戻した場合ですけども。

野畑直委員

ただですね、私は何でこういうことを聞くかという、もろい地盤に建てて、風車が倒れ

るんだとか、こういうところもあるということですから、御社が15億円もかけて建てるものを、そんな簡単に倒れるような施設には恐らくならないだろうという考えもあって、したんですけれども、そんな雑に建ててですね、倒れれば会社自体が成り立たないわけですから、その点だけのことについて必要経費というものをお聞きしたところです。ありがとうございました。

濱田洋一委員長

よろしかったでしょうか。

野畑直委員

はい。

濱田洋一委員長

それでは、ほかにありませんか。

白石純一委員

これは私、議会でも申したんですけれども、環境アセス準備書に対する閲覧をされた方が、そこにファイルが置いてあってですね、それは御社で準備したものと聞いていますけれども、それに氏名住所を書くようになってました。これは、環境影響評価法では要求していないことですので、それを御社が住所、氏名を入手しようとした理由を教えてください。

戸松学参考人

おっしゃられましたとおり、環境影響評価法の手続において、氏名ですとか住所は求められていないんですが、縦覧期間にですね、何人の方が縦覧に見に来られたかという人数を把握するための一つとして、そういった手法を取らせていただいていたんですが、おしゃられたとおり、個人情報の関係から阿久根市さん、環境課さんからの御指示と言いますか、御提案いただいて、そこはちょっと修正させていただいたところでありました。

佐藤昌弘参考人

補足ですけれども、自主アセスの頃からそういう名簿みたいなのをルールとしてやってた、当社内の勝手なルールだったので、それにつきましては御指摘踏まえてですね、改善させていただいております。失礼いたしました。

白石純一委員

改善はされたと私も市民環境課から聞いてですね、その後拝見したところ、ファイルはなくなってた、つまり市民の方が目に触れるようにはなってなかったの、それは改善なんです、相変わらず、氏名、住所書いて箱に入れるようにという指示がございました。これも unnecessary 個人情報を御社で得られようとしたことが、最後まで改善されてなかったんですけれども、それについてはどういう理由なんでしょうか。

戸松学参考人

すみません、あの誰でも見れる環境がまずいというふうに私は認識していたもんですから、そこは改善がされていなかったものだと思います。決して私ども事業者側は、住所、氏名を知りたいからそういうふうな手続を取ってるわけではないということだけすみません、御理解ください。

白石純一委員

実際はそれをファイルはなくなっていましたけれども、個人の情報は、不必要に御社は入手されたわけですね、箱に入れる形で。それも個人情報保護法に基づくものだと思うんですが、その辺りの認識はなかったんでしょうか。

戸松学参考人

私どもが仮に、仮にというか、個人の方の情報を得たとしましても、適切に管理することによって、この個人情報保護には触れないものというふうに私は認識しています。

白石純一委員

個人情報を得る必要はないところで得られたわけですから、それ自体が法の趣旨に反するものではないでしょうか。

濱田洋一委員長

白石委員、今日のですね、説明を受けての質疑ということで、あくまでも冒頭私は話をしましたけれども、陳情1号、2号に対する今回の説明をいただくと、質疑をさせていただくということですので、その件については検討されてといいますか、質問をいただいていいですか、もし質問をするのであれば。

白石純一委員

これは、環境影響評価法に基づいて我々の、この手続において陳情を受けてますので、これは非常に大事なことだと思いますよね。御社がそれを大事ではないと思われるんでしたらそれが問題だと思うんですが、個人情報を不必要に入手されたことについては間違っていないかということではないですか。

濱田洋一委員長

すいません、よろしいですか。今、幾度となく、ほぼ同じような質問がありますけれども、このことについて、白石委員から出ているのはその個人情報保護という観点から、当初そういうふうな氏名等の記載、住所等の記載があったことということで、最後にこれということでお話をいただければ、お願いしたいと思います。

佐藤昌弘参考人

すみません、個人情報保護法に触れるかどうかについては、確認させて対応させていただいてるつもりですけれども、再度、確認させていただいてですね、お答えしたいと思っています。いたずらに情報を入手する意図、悪意があるわけでもないんですけれども、そういった意図はないんですけれども、ちょっと確認させていただいた上でですね、可能であれば事務局様通じてお答えさせていただけないかと思っております。

[「了解」と呼ぶものあり]

白石純一委員

私は、環境影響評価法に基づく意見書にもその旨、書かせていただきましたので、それについてのフォローということでございます。これは非常に、まず御社の環境影響評価の仕方、そして事業の進め方を信頼、当然おっしゃっていただいたことを我々としては信頼したいわけですね。ただし、そこで法に基づかないようなことが行われていた、そしてあるいは住民の方々が納得していないような説明がこれまで住民の方々にはなされてきた。ということが続くようであれば、御社の説明、説明はもちろん何回もいろんなところでされていると思いますので、きちんとされているようには聞こえますけれども、実態が果たしてどうなのかということを我々議会に対しても、市民の方々に対しても、誠心誠意そこを説明いただくということがお互いの信頼関係を築く、それがなければ事業として認めたくてもなかなか認められないじゃないんでしょうかということです。以上です。

濱田洋一委員長

今のは御意見ということでよろしいでしょうか。

白石純一委員

コメントあればお願いします。

濱田洋一委員長

今の意見について、よろしいですか。

佐藤昌弘参考人

御意見として伺いました。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様方から何かございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

それではすみません、私のほうから一つだけお願いといたしますかなんですが、先ほど、各集落、自治会の同意を得た中で、でないと先に進めることができないということをお話をいただきました。やはり先ほど、白石委員からもあったんですけども、双方の信頼関係、そして同意を求めていくにはですね、やはり幾度となく丁寧な説明をしていただきたいなど。それも時が経てば経つほどですね、何も無いがということで地域の方々には不安になります。実際、私も住んでる地域からもそういったお話もございますので、それはコロナ過の中で大変でしょうけれども、できる限りのことをしていただければ大変ありがたいと思いますので、一つよろしく願いいたします。

佐藤昌弘参考人

ありがとうございます。事業者の責任として対応させていただきます。

これからもどうぞよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

それでは、なければ以上で参考人への質疑を終了いたします。

それでは私からお願い申し上げます。参考人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そして遠路からの御出席に、心から感謝申し上げます。

本日の説明及び質疑を今後の審査に生かして参りたいとそのように思っております。誠にありがとうございました。

それでは、委員の皆様方には、暫時休憩ということにさせていただきます。

しばらく、準備等に時間がかかりますので、これから3階の第2委員会室でですね、協議をまた進めてまいりますので、時間は15時50分からということでよろしいでしょうか。

〔「いいよ」と呼ぶ者あり〕

準備があるということですので、よろしく申し上げます。

(休憩 午後3時35分～午後3時53分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

なお、竹原委員より資料の配付依頼がありましたので、皆様方の御手元にただいま配付させていただきました。

次に、3月23日に開催されました委員会の中で提案、要望がありましたが、今後の審査方法について、本日の事業者による説明、質疑を踏まえ、現地調査を行い、その後、それぞれの陳情者から意見を伺うことにしたいと考えておりますが、委員の皆様方の御意見をお伺い

ます。

牟田学委員

今日、事業者から説明を受けたんですが、現地を見るのも、もちろんそうですけれども、できればですね、紫尾山系に似たようなところで、今、稼働している風力発電所があれば、現地調査の前にそこに行って、稼働しているところの音や、また、地盤の施工とかですね、そこ辺りを見たほうがよく分かるんじゃないでしょうかと思います。

濱崎國治委員

今、牟田委員からあったんですが、もちろん賛成です。ただ、陳情者の意見を聞くのと、我々が現地調査に行って確認したり研修するのとどちらが先がよいかなのというのが。ちょっとなんです。

牟田学委員

陳情書を見れば、やはり、風車の音とかそういうの不安とか、地盤の不安とか、そういうのがあるわけですので、やはり、今稼働しているところの実際の音を聞いたりですね、施工後の基礎部の状態とかですね、また、建設道路の状況とかですね、そこ辺りを調査した上で陳情者の意見を聞いたらどうでしょうかと私は思います。

濱崎國治委員

我々が現地調査してそういう所を視察した結果を基にしたときに、陳情者の意見を聞けば、地盤がもろくてこうこうやって、こうこうやってこうこうって、いや、そやな、こんげんすうあい、大丈夫やったあが、そんな所を見てきてなあ、大丈夫やったあが、というのと、あそうですか、なるほどですね、そういうことも考えておいやつとですね、それじゃ我々もそういう所を実際あるそうですから見に行って確認をしながらこの陳情については対応しようと思いますというのと、どうかなというところ。

牟田学委員

先ほどの事業者との質疑の中で、やはり、まだ設計もできていないわけで、砂質土のところであるということになれば、地質調査をして深さ何メートル、支持地盤が何メートル下にある、無いときには杭を打つと説明もありましたよ。だから、私は地盤に関しては、そうでもないのかな。今、実際、林道で崩れているああいうのを見て言わっと思うんで。そこに関しては、地質調査をしてどれくらいの設計で持つかどうかというのは今からだと思っすよ。

濱崎國治委員

ただ、陳情者は一番それなんです。もろいのにこんな大きなのを建ててどげんなつとかというのが一番の不安な部分じゃないかなと思うものですから。

どっちが先にした方が、我々の審議としてより進められるのかなというのをちょっと思いました。

白石純一委員

私も類似のプロジェクトを見るのは賛成です。ただあの、その前に確認したいんですが、委員会の組織、改選がありますよね。それが5月10日の臨時議会で諮られます。それまでにこの委員会のこの問題についての結論は出すという方向性でいくのかどうかの確認をまずさせてください。

濱田洋一委員長

ただいま、白石委員からございました。この継続審査になっている陳情第1号、第2号に

つきまして、今の総務委員会のメンバーで、委員会としての結論づけはしていきたいなというふうに私は考えております。

それから、先ほど、各委員からありましたが、まずは、計画されている現地調査、それから陳情者を呼んで御意見を伺うということで、去る3月23日の委員会のとき決定させていただきました。それから、本日、既存の類似施設を、今、風力発電をされているところを視察したほうが、これも必要じゃないのかという提案もございました。

そこで、皆様方にそれを含めてですが、お尋ねいたします。先ほどの流れの中で、計画されている現地調査、それから、既存の類似施設の現地調査、そして陳情者をお呼びして考え意見をお伺いするというので、いわゆる、この継続審査においては三つの事をやらなければならないのかなと思いますが、このことにつきまして、先ほど濱崎委員からもありましたけれども、今後の進め方、順番ですね、そして、どういう風に進めていくかということに委員の方々からの御意見をいただければと思いますが、どうでしょうか。

白石純一委員

今、私もスケジュールの確認をさせていただきました。つまり、それほど時間は残されていないわけで。その中で、優先順位としては現地調査、陳情者の参考人としてお話を聞く。そして、時間があれば、類似のプロジェクトを見るということでもいいんじゃないかと私は思います。

竹原信一委員

ちょっと質問なんですけれども、前ほら、阿久根市から県の方に2件出したと。今度三つ目の意見書出すと。前の2件のやつはどうなったかは。

濱田洋一委員長

よろしいですか。3月23日の委員会において、竹原委員の方から要望ということで今、言われた件のお話もございました。配慮書、評価方書時の県に対する市長の意見書についてこの委員会に資料を提出していただくことはできないかということでありましたが、私としまして、委員会での審議・審査ということで、あくまでも、これまで話をしました陳情第1号、第2号に対する審査を継続するというのでありますので、過去に市長の方から県に出された意見書については、この委員会で確認する必要はないのではないかなと、私自身思ったんですけれども。

竹原信一委員

今回私どもが委員会、あるいは陳情者にできることというのは、目の前にあること、阿久根市から県に出すやつ、それにどのような影響を与えられるかということしか私たちはできないわけですね、今。であれば、阿久根市が今までのどのような動きをしていて、2件出してきた、この次、どのような意見書を出すつもりなのかということ推測しながら作業しないということは、ちょっと何のためにしているのか分からないですね。どんな意見を出そうが、結局市は県に出すわけでしょう。それに関して興味がないという態度は問題だと思いますよ。

牟田学委員

私たちは、総務委員会では、陳情1号、2号の審査をするわけであって、別に首長が県に出す意見書に関しては、何ら関係ないと思いますよ。だから私は、陳情の審査をすればそれでいいと思いますけれども。

竹原信一委員

陳情者の意図というのは、議会がどういう風にすればいいっていう話じゃなくて、実質的

に阿久根市がどのような行動になっていくのか、風力発電がどのようにされていくのかだけが一番肝心なことで、私たちが自分たちでどうするかっていうことをすればいいって話じゃないと思いますけどね。

濱田洋一委員長

よろしいですか。それぞれ私の意見、それから竹原委員からの意見、そして牟田委員の御意見を賜りました。やはり阿久根市がですね、県に対して意見者を出す中で、これまで出された分についても市長の前回の一般質問の答弁にもあったかと思うんですが、田代地区の方々からの陳情書も承っており、話も聞いておりますというような答弁もあったかと思いません。そう言った中で、市民の方の声もですね、聞かれた中で今回の意見書作成されるものと思っております。そして、我々今回、継続審査になっております陳情1号2号については、阿久根市議会議長宛に、いわゆる阿久根市議会宛に、このことについて協議をお願いしたいという陳情でございます。そういった中で、やはり、市としては市の立場において県に意見書を提出する。そして、我々議会としては、総務文教委員会で審議を行い、最終的には本会議の中で全員の議員の方の表決をいただくという流れになろうかと思しますので、そこら辺は、私もいろいろ考えましたけれども、今述べたことの方がよろしいのではないかと考えたところです。

他の委員の方々ありますか。

白石純一委員

これまでに出了たこと、これまでに市が県に出したことは、少なくともこの対象の事業に関することですので、それが市の公文書としてあるわけですから、それをどのような経緯でこれまで市が関わってきたのかということをお我々が知ることは無駄ではないと思ひますし、見ないと当然分からないですけれども、当然参考にはなり得るものだと思いますので、私は市に執行部に対して要請をしていただきたいなと思っております。

濱田洋一委員長

他の委員の方がありますか。

濱之上大成委員

皆さんのそれぞれの意見お聞きしたんですが、4月の25日でしたっけ、市からの最終の、28か、ある程度は委員長がおっしゃったように、首長としての考えを基に出されると思うんですね。それは今後参考にするとしても、今私どもは、やるべきものは、現状はどうだというこの陳情に対して確認をする方でよろしいのではないかと思っております。

先ほど来、現地の問題が出ましたけれども、私としてはちょっと話がずれますけれども、現地を見るに当たっては、やはり今この現場に造るという現地も大事なんですけど、まずは出来上がったところを先に見ることも、私は一つの考え方としてはいいのではないかなというふうに思う一人であります。

濱崎國治委員

例えばこの陳情に対する委員会の結論を出すに当たってですね、私はどうしても軟弱でこうこうだという色んな条件のもとに造らないかんということですので、そういうことを克服して出来たというところがあつたら、そこをやっぱり見してから結論は出すべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがですかね。

建築されているところを見て、あ、こういうところであつてこういう地にできるんだなど。

濱田洋一委員長

すいません。よろしいですか。話を整理させていただきたいと思います。

会の冒頭、話をさせていただきましたことは、現地調査、それから既存の類似施設の調査、そして、陳情者を参考人としてお呼びするのかどうか、その今後の進め方について私の方から皆さんの御意見を伺いたいということでありました。

その中で、やはり既存の施設を類似施設をですね、視察に行った中で色々そういう確認を経た中で総務文教委員会としての結論をした方が望ましいという意見が多数でなかろうかと思っております。ただ、その間、竹原委員、白石委員の方から、先日行われました委員会での意見書、過去に市の方が県の方に提出されました意見書を求めたいということでありましたが、それはそれとしてなんですけれども、まず、整理しますが、その竹原委員、白石委員からありました意見書を資料として求めるということにつきまして、他の皆様方どうですか。

野畑直委員

私はですね、現地調査について既存の施設あるいは計画されている施設を現地調査をしたい。それから参考人招致をするのが順序であって、執行部の考えを先に頭に入れると先入観が働いて、議会としての考え方というのも左右される可能性もあるというふうに思っておりますので、最終的に委員会である程度結論を出して、そして執行部はどう考えるのかというのを対比するのも必要なと思います。それと、現地調査を言われますけれども、今いただいた図面では恐らくこの大きな図面で2万5千分の1ぐらいの地図かなと思うんですが、阿久根市には5千分の1ぐらいの等高線が入った図面があると思うんですが、このいただいた資料で現地を果たして見に行けるのかどうかというのは、ちょっと疑問に思っておりますので、もう少しこの図面を参考にして、5千分の1程度の等高線の入った図面にポイントを落としてからでないと、なかなかこの図面で現地を把握するというのは難しいのかなと思っています。

濱田洋一委員長

はい、ありがとうございます。すいません。もう一度話をしますけれども、先ほど、市が県に提出した意見書について、この委員会に求める、求めたほうがいいということで2名の委員の方からありましたけれども、そのことにつきまして、皆さん、御意見をいただければと思います。

牟田学委員

私は必要ないと思います。

濱田洋一委員長

他の委員の方。

濱崎國治委員

私も必要ないと思います。陳情者は、阿久根市議会の考えを求めているものであって、行政ののですね、横に置いておいて、ということをお思います。

竹之内和満委員

私は参考意見としてあってもいいかなと。どういうふうなのを市が県に出しているかというのを知りたいと思います。どの時点で知るかというのは別問題ですが、ぜひ見てみたいと思います。

濱田洋一委員長

まずは先にいただくか、後でいただくかということでの考え方ですね。

私は何回ももらっているのは、意見書自体について、この委員会が必要ですか、必要では

ないですかということですので、先ほど来、委員の皆様方の御意見を伺いますと、議会は議会としての意見を集約して結論付けていくべきであって、この委員会には意見書は必要でないのではないと言われる委員の方が4名、必要であると言われる委員の方が3名ということでありますので、この意見書の請求につきましては、必要でないと、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

濱崎國治委員

少なくとも審査の過程ではですね。

濱田洋一委員長

審査の過程ではですね。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。ありがとうございます。

それでは、また元に帰りますが、先ほど野畑委員の方からも、現地調査であったり、既存の類似施設の調査であったり、また、陳情者の参考人招致ということであったり、お話をいただきました。他の委員の方々に、先ほど来、他の委員の方々も意見を述べられておりますけれども、順番的に、どのようにした方がよいのか。これは必要ではないのではないのか。そのことにつきまして、皆様方の御意見をお伺いします。

濱之上大成委員

類似施設を先に見るか、今ここに造ろうとしているところの現場を先に見るか、で決めていただければ。私は類似施設からでいいと思います。

牟田学委員

先ほど委員長が5月10日改選なんですけれども、その前に、今の総務文教委員会で結果を出したいということですので、時間的にありません。今月いっぱいぐらいでしょう。今、濱之上委員が言われたように、まず、似たような地形のところ、既存施設ですね、今の紫尾山系に建てるわけですから、そういう山麓の頂上辺りに立っているところがあればですね、まず、そこを見て、それから、先ほど言われた5千分の1で作ってもらって、現地を見る。その後、陳情者の意見を聞くというのがいいんじゃないでしょうか。

濱崎國治委員

市長が県に出す期限である、そこまでに委員会としては結論づけなくていいんですよ。

濱田洋一委員長

よろしいですか。まず、委員会で結論が出たとします。しかし、あくまでもこの陳情というのは、陳情1号、2号はですね、阿久根市議会に対する陳情ですので、総務文教委員会で出たことがイコール議会の考え方というわけではありません。ですから、実際ですね、4月28日までに市の方から県に意見書として、締切日になっていますが、そのためには本会議を開かなければならないという手続等になるかと思えます。しかし、時間的にこれは難しいと思いますので、私自身は、今度改選される5月9日までに総務文教委員会の結論を出したらどうかと考えております。

〔発言する者あり〕

暫時、休憩します。

(休憩 午後4時18分～午後4時35分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これまで各委員の皆様方から色んな御意見、やり方についてお話をいただきました。

まず、先ほど事務局の方からありましたとおり、4月20日に現地調査をやりたいがどうでしょうかということでお話をさせていただきました。その中で、具体的なポイントといえますか5千分の1の図面の中でより具体的に、例えば水源といえますか、地籍の関係等が分かるものを準備しながら、20日午前9時に出発するということで話がまとまったかと思しますので、現地調査ということで4月20日午前9時ここを出発ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長のほうは、公務とかよかったですか。

野畑直委員

1時半から公務が入っています。

濱田洋一委員長

それでは、第2委員会室に集合していただいて、9時から開会します。それから移動していただいて現地調査ということにさせていただきます。それでよろしいですか。

それから、できましたら、作業着、活動服持っていらっしゃると思いますが、長靴とか安全靴というか、革靴でないほうがよいのかなと思いますので、よろしくお願いします。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そして、先ほどありました、既存の類似施設のことでございますが、これは相手方もあることですので、例えば先ほど私が期限を申し上げましたが、それはまた横に置いておいた中で、やはり、先ほど濱崎委員からもありました、私もこれ十分見たんですが、やはり十分に議論を尽くし、これ以上ないくらい尽くしていただいて陳情に対して判断をお願いしたいという旨の陳情ですので、やはりそのように陳情者の意を無駄にすることがないように、慎重審議、拙速な判断はやはりやるべきではないと感じておりますので、そのような流れでよろしいでしょうか。

牟田学委員

審議をするのに、早めに、20日が現地であれば、既存の施設もその週か、その次の週にです、やはり確認をしないと議論ができませんよ。

濱田洋一委員長

今、牟田委員が言われたこと、私も同じです。今度の20日までにどういった回答を得られるか分かりませんが、ただ、相手方もありますので、もし可能であればですね、20日の日に現地調査をして帰ってきてから既存の類似施設の視察ということも進めていきたい、またそこで協議をして皆様方の御意見を伺いたいということではありますが、おおよその日時等を皆様方に御報告できたと思うのですが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

その後です、最終的に陳情者の方々にはお越しいただくのかどうなのかを、また改めて判断いただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

今話をしました類似の既存の施設ですけれども、これは、やはり相手方の調整があります

ので、場所、そして日時につきましては、調整していきたいので、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、御異議ございませんのでそのように決しました。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

(散会 午後4時40分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一